



2021年6月21日

各位

会社名 昭光通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲泉 淳一
(コード：8090、東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 齋藤 豊
(TEL. 03-3459-5021)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年5月21日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」（以下「2021年5月21日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、株式の併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、本臨時株主総会において、当社の株主であるSKTホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）より、2021年6月17日付「臨時株主総会における当社株主による修正動議提出予定に関するお知らせ」にて公表いたしました内容の修正動議（以下「本修正動議」といいます。）が提出され、本修正動議により修正された各議案（以下「本修正動議案」といいます。）がいずれも承認可決されました（以下「本株主総会決議」といいます。）ので、下記のとおりお知らせします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2021年7月20日までの間、整理銘柄に指定された後、同年7月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 本臨時株主総会の決議について

本臨時株主総会において、招集通知記載の各議案の内容について議長より説明がなされた後、当社の支配株主である公開買付者より、本修正動議が提出されました。本修正動議の提出を受け、本修正動議案について採決がなされたところ、本修正動議案はいずれも承認可決されました。なお、本修正動議案の承認可決により各議案に係る原案は否決されたものとして取り扱われました。

各議案に係る原案は、2021年5月21日付プレスリリース及び本臨時株主総会の招集通知の株主総会参考書類を、本修正動議の具体的内容につきましては別紙を、それぞれご参照ください。

II. 本株主総会決議の内容

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率

2021年7月27日（予定）をもって、当社株式1,629,847株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
10,938,564株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
10,938,570 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
6 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
24 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、公開買付者及び昭和電工株式会社以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却については、当社株式が 2021 年 7 月 21 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと等を踏まえ、公開買付者からの要請を受け、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社株式の数の、公開買付者により 2021 年 3 月 5 日から 2021 年 4 月 15 日までを買付け等の期間として行われた当社株式に対する公開買付けの 1 株当たりの買付価格と同額である 796 円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様に交付することができるような価格に設定する予定です。なお、本日公表した「資本金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、当社による端数相当株式の買取りに必要な分配可能額を確保するため、当社は本株式併合の効力発生以降、当該買取りの実施までに、会社法第 447 条第 1 項に基づき、当社の資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えさせていただく予定です。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 24 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が本修正動議案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 6 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）、第 9 条（単元未満株主の権利）及び第 10 条（単元未満株主の買増し）の全文を削除し、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本修正動議案に係る定款の一部変更の内容（変更後の定款の内容）は、第 2 号議案に係る原案の内容と同一ですので、2021 年 5 月 21 日付プレスリリースの「V. 定款の一部変更について」の「2. 定款変更の内容」記載の現行定款と変更案の対照表をご参照ください。

なお、本修正動議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2021 年 7 月 27 日に効力が発生するものといたします。

III. 本株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2021 年 6 月 21 日（月）
整理銘柄指定日	2021 年 6 月 21 日（月）（予定）
当社株式の最終売買日	2021 年 7 月 20 日（火）（予定）

当社株式の上場廃止日	2021年7月21日(水)(予定)
本株式併合の効力発生日	2021年7月27日(火)(予定)

以上

本修正動議の内容

本臨時株主総会の第1号議案（本臨時株主総会の招集通知の株主総会参考書類3頁から14頁に記載）及び第2号議案（同15頁に記載）をそれぞれ以下のとおり変更する（変更箇所には下線を付している。）。

(1) 第1号議案 株式併合の件

「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（株式併合の内容）」の「(2) 株式併合の効力発生日」

(変更前)

2021年7月14日

(変更後)

2021年7月27日

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

(変更前)

1. 提案の理由

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、貴社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、貴社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている貴社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株主の権利）及び第10条（単元未満株主の買増し）の全文を削除し、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、第2号議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生予定日である2021年7月14日に効力が発生するものといたします。

(後略)

(変更後)

1. 提案の理由

第1号議案が修正動議案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、貴社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、第1号議案が修正動議案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、貴社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている貴社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株主の権利）及び第10条（単元未満株主の

買増し)の全文を削除し、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、第2号議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案がいずれも修正動議案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生予定日である2021年7月27日に効力が発生するものいたします。

(後略)